

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
(介護予防)短期入所生活介護〕

1. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・ 重要事項説明書 【共通】	運営規程で定めている内容 と重要事項説明書に書 かれている内容が一致し ていなかった。	記載内容が一致するように整合性を図って ください。
運営規程 【共通】	運営規程に規定する項目 が不足していた。	条例（指定基準）で、サービス種類別に運営 規程に盛り込む項目が規定されていますの で、漏れのないように定めてください。 また、基準省令の解釈通知の留意点も参考に してください。
重要事項説明書 【共通】	①重要事項説明書に記載 する項目が不足していた。 ②利用者から徴収する費 用に漏れがあった。	①基準省令の解釈通知で例示されている項 目については必ず記載してください。 ②利用者から徴収する費用については、個別 かつ具体的に漏れなく記載してください。
労働条件の明示 【共通】	・労働条件を書面で明示 していなかった。 ・項目に不足があった。	労働者を雇い入れたときには、賃金、労働時 間等の労働条件を書面の交付により明示し てください。 明示する項目は、労働基準法施行規則第5条 及びパートタイム労働法施行規則第2条を 参照してください。 ※令和6年4月から以下の事項が明示すべ き事項に追加されました。 【全労働者】 ①就業場所・業務の変更の範囲 【有期契約】 ②更新条件の有無・内容 ③無期転換申込機会及び転換後労働条件
年次有給休暇 【共通】	付与日数が10日以上 の従業者に対し、5日 以上取得させていなか った。	付与日数が10以上の従業者に対し、5日 以上取得させてください。 ※半日未満（時間単位）の取得は対象にな りません。半日以上 の取得を合算して5日 以上取得させてください。
ハラスメント防止	①ハラスメント防止のた	①ハラスメント防止のための指針を作成し、

<p>【共通】</p>	<p>めの指針が作成されていなかった。</p> <p>②ハラスメントの相談体制が整備されていなかった。</p>	<p>職員に周知してください。</p> <p>②相談体制を整備し、相談窓口を職員に周知してください</p>
<p>施設サービス計画・個別支援計画</p> <p>【①③共通】</p> <p>【②老福・地域老福】</p>	<p>①・アセスメントを実施していなかった。</p> <p>・アセスメントを実施した記録がなかった。</p> <p>②計画原案について、多職種から意見を求めていなかった。</p> <p>③サービス提供開始前に利用者又はその家族の同意を得ていなかった。</p>	<p>①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。</p> <p>また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。</p> <p>②計画原案に位置付けた施設サービス担当者（医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等）から、目標達成のために専門的見地からの意見を求めて計画に反映させてください。</p> <p>③作成した計画は、サービス提供前に内容を利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。</p>
<p>入退所</p> <p>【老福・地域老福】</p>	<p>①入所検討委員会の議事録に、入所順位決定に至るまでの審議内容の記載がなかった。</p> <p>②入所検討委員会で決定した入所順位と異なる者を入所させる際、その妥当性を入所検討委員会で検討していなかった。</p> <p>③入所検討委員会について、第三者が委員となっていなかった。</p>	<p>①議事録には、入退所検討委員会において、審議された入所順位決定に至るまでの経緯を記載してください。なお、議事録は2年間保存する必要があります。</p> <p>②入所検討委員会で決定した入所順位と異なるものを入所させるときは、その妥当性を入所検討委員会で検討し、その内容を議事録に残してください。</p> <p>③第三者を委員に選任してください。</p>
<p>サービス提供の記録</p> <p>【共通】</p>	<p>提供した具体的なサービス内容の記録が不足していた。</p>	<p>サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録してください。</p>

<p>その他の日常生活費の利用者負担 【共通】</p>	<p>日常生活費の内訳が明らかにされていなく、利用者から一律に徴収されていた。</p>	<p>選択の余地がなく、すべての利用者から画一的に徴収することは認められていません。</p>
<p>【参考】「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」厚労省通知（平成 12 年 3 月 30 日老企第 5 4 号）</p>		
<p>利用定員 【短期入所】</p>	<p>定員を超えて利用者を受け入れている日があった。</p>	<p>定員を超えてサービス提供を行ってはいけません。</p>
<p>運営推進会議 【地域老福】</p>	<p>運営推進会議を開催していなかった。</p>	<p>概ね 2 月に 1 回以上開催して下さい。また会議の記録を作成し、公表してください。</p>
<p>身体的拘束等 【老福・地域老福】</p>	<p>①身体的拘束等を行った際の記録が不足していた。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していなかった。</p> <p>③身体的拘束適正化のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p>	<p>①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（3 月に 1 回以上）に開催し、結果を職員に周知してください。</p> <p>③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的（年 2 回以上及び新規採用時）に実施してください。また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p>
<p>【参考】身体拘束廃止未実施減算 ○次のいずれかに該当する場合は、入所者全員について 10%減算となります。</p> <p>① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。</p> <p>② 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない。</p> <p>③ 身体的拘束適正化のための指針を整備していない。</p> <p>④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的（年 2 回以上及び新規採用時）に実施していない。</p>		
<p>事故発生の防止及び発生時の対応 【①老福・地域老福】 【②③④共通】</p>	<p>①事故発生の防止のための委員会が、指針に定める頻度で開催されていなかった。</p>	<p>①事故発生の防止のための委員会は指針に定めた頻度で開催してください。</p>

	<p>②事故報告及びヒヤリハットが分析されていなかった。</p> <p>③事故発生の防止のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p> <p>④事故が発生した際、市へ報告をしていなかった。</p>	<p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性（ヒヤリ・ハット）が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備してください。</p> <p>③介護職員その他の従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p> <p>④サービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じてください。市への報告を必要とする事故等の範囲については、「川越市介護サービス等における事故報告取扱要領」（HP 掲載）を参照してください。</p>
<p>衛生管理等 【老福・地域老福】</p>	<p>①感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための委員会を適切に開催していなかった。</p> <p>②感染症等防止のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p> <p>【従業員 50 人以上の事業所】</p> <p>③産業医を選任していなかった。</p> <p>④衛生管理者を選任していなかった。</p> <p>⑤衛生委員会を設置していなかった。</p> <p>⑥定期健康診断の結果を労働基準監督署に報告し</p>	<p>①感染症及び食中毒の防止及びまん延の防止のための委員会はおおむね 3 月に 1 回以上開催してください。</p> <p>②介護職員その他の従業者に対し、感染症等防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p> <p>③産業医を選任し、労働基準監督署に届け出てください。</p> <p>④衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出てください。</p> <p>⑤衛生委員会を設置し、月 1 回以上開催してください。また結果を職員に周知してください。</p> <p>⑥定期健康診断の結果を労働基準監督署に報告してください。</p>

	ていなかった。 ⑦心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）を実施していなかった。	⑦心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）を実施し、結果を労働基準監督署に報告してください。
非常災害対策 【老福・地域老福】	夜間を想定した訓練を実施していなかった。	年2回以上の消火・避難訓練のうち、年1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を実施してください。

2. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
【老福】	嘱託医について、基準に従い配置されていることが確認できなかった。	適切に対応してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
夜勤職員配置加算 【老福・地域老福】	延夜勤時間数について把握していなかった。	延夜勤時間数を把握し、月ごとに加算要件を満たしているか確認してください。
個別機能訓練加算 【共通】	①個別機能訓練計画を多職種が共同して作成したことが確認できなかった。 ②個別機能訓練計画について、入所者（利用者）等に同意を得ていなかった。 ③個別機能訓練に関する記録が不足していた。	①多職種が共同して作成したことが分かるように記録を残してください。 ②個別機能訓練計画は、個別機能訓練を提供する前に、入所者（利用者）等から同意を得てください。 ③個別機能訓練に関する日々の記録は、入所者（利用者）ごとに「実施時間」・「訓練内容」・「担当者名」等を記載してください。
経口維持加算 【老福・地域老福】	水飲みテスト等を実施せず誤嚥を判断していた。	水飲みテストや頸部聴診法、造影撮影等により誤嚥が認められることから特別な管理が必要であるものとして医師または歯科医師の指示（文書）を受けた者を対象としてください。
褥瘡マネジメント加算 【老福・地域老福】	褥瘡管理の内容や入所者の状況について記録していなかった。	褥瘡管理の内容や入所者の状況について定期的に記録してください。

緊急短期入所受入加算 【(予防)短期入所】	利用者に関する記録が不足していた。	利用者に関して、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録してください。
療養食加算 【共通】	療養食用の献立を作成していなかった。	療養食用の献立を作成してください。
看取り介護加算 【老福・地域老福】	①看取りの実績等を踏まえ、指針の内容及び実施体制の見直しを行っていません。 ②看取りに関する研修を行っていません。	①多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行い、必要に応じて指針の内容及び見直しを行ってください。 ②看取りに関する研修を定期的実施してください。 また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。
介護職員処遇改善加算 【共通】	処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。	全ての介護職員に処遇改善計画等の内容を周知してください。
令和6年度以降の介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。		

※介護老人福祉施設を「老福」、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を「地域老福」、短期入所生活介護を「短期入所」、介護予防を「予防」と略して表記しています。